

3. 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲と 認められる地域

3. 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲と認められる地域

3.1 対象事業実施区域及び環境影響を受ける範囲と認められる地域

環境影響を受ける範囲と認められる地域（以下「関係地域」という。）の対象範囲は、対象事業実施区域が位置する奈良県天理市を基本とし、関係地域を包含する程度の広がりを持つ範囲とした。

関係地域は、各環境要素により異なるため、本書の7章 環境影響評価の項目及び調査・予測・評価の手法にて選定した環境影響評価項目（大気質、騒音、振動、悪臭、水質、動植物、景観等の各項目）について、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル〔1〕（平成11年11月、面整備事業環境影響評価研究会）」（以下、「面整備事業技術マニュアル」という。）等の考え方にに基づき設定した。

施設の稼働に係る大気質については、配慮書と同様に最大着地濃度出現距離の予測結果から最大着地濃度出現距離を含む範囲として、対象事業実施区域から3kmを影響範囲とする。

対象事業実施区域を出入りする工事用車両及び廃棄物搬入車両の走行に係る大気質、騒音、振動については、名阪国道及びその側道、一般国道169号、県道51号線及び市道611号豊田櫛本線を廃棄物搬入車両が走行する計画であるため、それらの道路沿道を影響範囲とする。

切土工等に係る大気質、騒音、振動、施設の稼働に係る騒音、振動及び施設の存在に係る動植物については、面整備事業技術マニュアルによると、「環境影響を受けるおそれがあると認められる地域は、原則として事業実施区域から200m程度の範囲が適当と考えられる。200m程度の範囲とは、大気質、騒音、振動（工事の実施に係るもの）等の影響範囲（一般的には50～150m）や、生物の影響範囲（植物、小動物等の移動範囲に基づき設定）が標準的に含まれる。」とされている。このため、これらの環境要素については、対象事業実施区域から概ね200m程度の範囲を影響範囲とする。

施設の稼働に係る悪臭については、面整備事業技術マニュアルによると、「当該環境要素が一定以上変化する地域」とされており、騒音、振動、動植物等の影響範囲と同様に、対象事業実施区域から概ね200m程度の範囲を影響範囲とする。

水質については、対象事業実施区域での切土工等による水の濁りの発生及び対象事業実施区域内の雨水が流入する高瀬川及び檜川の範囲を影響範囲とする。

施設の存在に係る景観については、面整備事業技術マニュアルによると、「影響を受けるおそれがあると認められる地域は、標準的には対象全体の形態が捉えやすく、対象が景観の主体となる領域として、事業実施区域及びその周辺3km程度が目安となる。」とされている。このため、対象事業実施区域及びその周辺3kmの範囲を影響範囲とする。

人と自然との触れ合い活動の場については、「面整備技術マニュアル」によると、「標準的に最も広範囲での影響が想定される、快適性への変化における近景域景観への影響を想定すると、標準的な面整備事業において影響を受けるおそれがあると認められる地域は、対象事業実施区域及びその周辺約500m程度と考える。」とされている。このため、対象事業実施区域及びその周辺約500m程度を影響範囲とする。

廃棄物については、工事中に発生する廃棄物は対象事業実施区域内のみで発生するものであり、かつ、これらは適正に処理することから、対象事業実施区域内を影響範囲とする。

以上を踏まえ、関係地域は天理市、奈良市、大和郡山市の3市（図 3.1-1参照）を含む範囲とした。

